

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月30日提出

みよし市長 小山 祐

記

専決第12号 令和4年10月28日

専決第12号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和4年10月28日

みよし市長 小山 祐

記

- 1 処分事項 市が管理する道路において発生した事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 4,840円
- 3 事故内容
  - (1) 事故発生日 令和4年9月24日(土)
  - (2) 事故発生場所 みよし市打越町小林地内(市道明知打越線)
  - (3) 事故経過 上記地内において、市道を走行中の車両のタイヤが舗装破損により生じた穴に接触した。
- 4 相手方の損害の程度 車両左側の前輪タイヤ及び後輪タイヤの損傷
- 5 過失割合 みよし市40%、相手方60%